

## [重要事項説明書] (令和6年4月1日より)

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-342-0005 (9時～17時)      ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

### 2. 社会福祉法人 鷹見会    ミカタの概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名    ミカタ

所在地    千葉県松戸市小金原6-2-4

介護保険指定番号 居宅介護支援 千葉県 1271208801 号

サービスを提供する地域    松戸市、柏市、流山市

\* 上記以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 同事業所の職員体制

管理者                    介護支援専門員 常勤(兼務) 1名

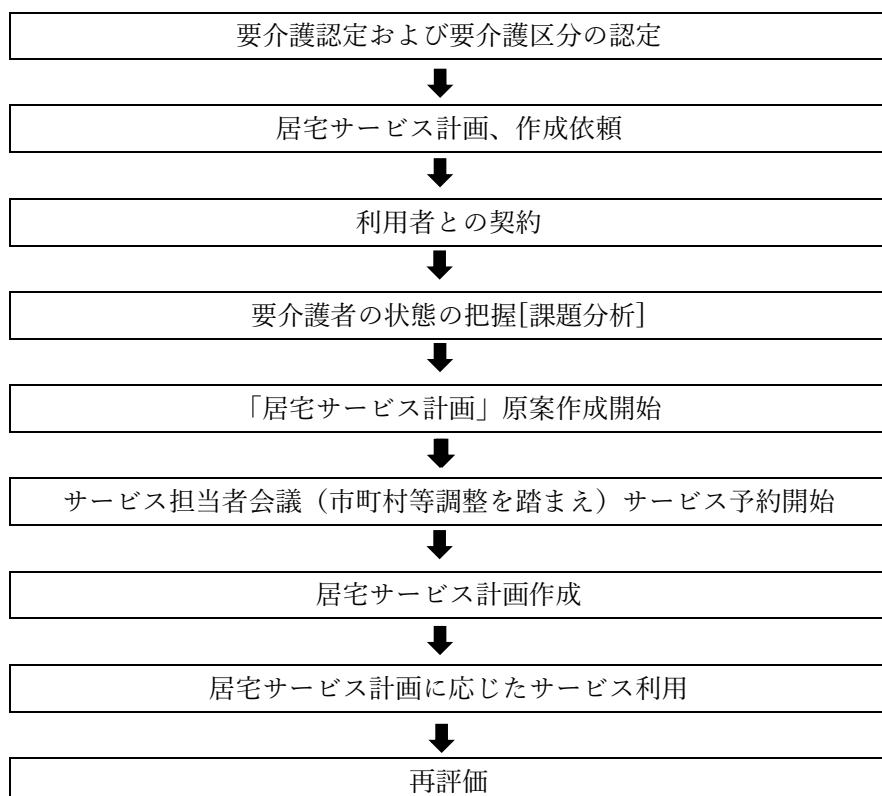
介護支援専門員          常勤(兼務) 1名以上

#### (3) 営業時間

月曜～金曜日 9時～17時                    (国民の休日祝日、年末年始12/30～1/3を除く)

緊急連絡電話 047-342-0005

### 3. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、差額払戻を受けられます。

##### 基本料金

要介護1～2（居宅支援I1） 1,086 単位/月

要介護3～5（居宅支援I2） 1,411 単位/月

##### その他の加算

項目	負担額	算定要件
初回加算	300 単位/月	以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと ① 新規に居宅サービス計画を作成した場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合 ③ 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
入院時情報連携加算	(I) 250 単位/月 (II) 200 単位/月	入院に当たって、病院の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	450 単位/回（無） 600 単位/回（有） （カンファレンス無・有）	退院または退所に当たって、病院の職員と面談して利用者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合
居宅支援通院時情報連携加算	50 単位/月	利用者が医師の診察を受ける際にケアマネジャーが同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること

\* 1 単位あたり…10.70 円

## (2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問をする際、交通費及び駐車料金等実費がかかる場合があります。

## (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合も、料金は一切かかりません。

## (4) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、翌月 10 日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月末日までにお支払ください。お支払方法は、銀行振込、口座自動引き落としの中から、お選び下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話、又は直接窓口で相談してください。担当職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスを開始いたします。

### (2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合（人員不足等やむを得ない事情）、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立、要支援 1・2）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

### ④ その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 基本方針

- ① 本事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう配慮した援助に努める。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に利用できるよう配慮して行なう。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等が特定の居宅サービス事業者、特定の種類、または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、ケアプランを位置づけた理由を求める事が可能であることを説明する。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行いません。
- ⑥ 利用者およびその家族と毎月訪問、面接をして経過の把握に努めます。
- ⑦ サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ⑧ 利用者の状態を定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等の必要な対応をします。
- ⑨ 事業者は、利用者が病院及び介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。
- ⑩ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
- ⑪ 関係する市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
- ⑫ 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えていただき、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援します。

## 7. 個人情報の取扱い

①宅サービス計画作成及び管理する為に、利用者・家族の個人情報を必要に応じ居宅サービス事業者又は介護保険施設関係者に書面あるいは電子媒体により提示させていただきます。

### ②個人情報の内容

- ・基本情報・介護保険証のコピー・認定調査票
- ・主治医意見書・支援経過記録・モニタリング結果
- ・担当者会議録・居宅介護支援契約書・重要事項説明書
- ・サービス利用票・提供票・別表・給付管理票
- ・実績表・サービス計画書
- ・その他個人情報の取り扱いに係る同意書に定められた事項

③利用者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

④個人情報の取扱いについて、利用者又は代理人に説明し、同意を得るものとします。

## 8. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応します。

## 9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。④虐待防止に関する責任者を選定します。⑤保険者や地域包括支援センターの指示のもと、対応、保護等の対応を行います。

### ◇通報先◇

松戸市	小金原地域包括支援センター	電話：047-383-3111	FAX：047-385-3071
	松戸市地域包括ケア推進課	電話：047-366-7343	FAX：047-366-7748

10. 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所の苦情受付

☆社会福祉法人鷹見会 ミカタ TEL 047-342-0005

[受付] 月曜日～金曜日 9時～17時

[担当] 渡辺 賢二

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

	苦情等の相談受付機関	電話番号
千葉県	千葉県国民健康保険団体連合会	043-854-7428
松戸市	松戸市 介護保険課	047-366-7170
柏市	柏市 高齢者支援課	04-7176-1135
流山市	流山市 介護支援課	04-7150-6531

説明日及び契約日 令和 年 月 日

<事業者>

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。	
事業者（名称）	社会福祉法人 鷹見会 ミカタ 印
住所	松戸市小金原 6-2-4
電話番号	047-342-0005
説明者	印

<利用者>

<p>私は、本書面に基づいて事業所から居宅介護支援について重要事項の説明を受け同意しました。 入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼を受け同意しました。 ケアプランに位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また、 プランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を受けました。</p>	
住所	
氏名	
電話番号	

<ご家族>

<p>私は、本書面に基づいて事業所から居宅介護支援について重要事項の説明を受け同意しました。 入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼を受け同意しました。 ケアプランに位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また、 プランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を受けました。</p>	
住所	
氏名	
電話番号	
ご関係	